

八尾市教育振興基本計画後期計画(素案)についての 市民意見提出制度(パブリックコメント)の実施結果と市の考え方について

八尾市教育振興基本計画後期計画を策定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条の規定に基づき、検討途中の素案を公表し、市民意見提出制度(パブリックコメント)を実施しましたので、その結果と提出された市民意見に対する市の考え方を公表します。

ご提出いただいたご意見等は、趣旨を損なわないように要約するとともに、同じ趣旨の意見については、まとめて回答します。

(1)意見募集期間

令和6年11月21日(木)～令和6年12月20日(金)

(2)提出方法別の提出人数及び意見数

提出方法	提出人数(人)	意見件数(件)
直接持参	1	4
電子申請	0	0
電子メール	3	16
FAX	1	3
郵便	0	0
合計	5	23

NO.	該当ページ	該当箇所	意見・提言の要約	市の考え方	素案修正有無
1	—	表紙	令和6年11月とありますが、計画策定時には西暦併記でおねがいします。	ご意見を踏まえ、西暦を併記させていただきます。	あり
2	4	第2章「教育を取り巻く状況」－「1 教育を取り巻く社会状況の変化」－「①VUCA(ブーカ)の時代の到来」	「ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化などの危機に対応する強靱さ(レジリエンス)を備えた社会」と記載されているが、この書き方では世界で起きている紛争を想像し、軍事教育を想像させられる。不安定な国際情勢だからこそ、平和教育や人権教育が必要だと考える。「平和教育や人権教育を推進し」と加筆して頂きたい。	ご意見を踏まえ、さまざまな危機事象の内容に整理し、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響及びロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化などの危機に対応する強靱さ(レジリエンス)を備えた社会」を「新たな感染症の流行、自然災害の増加、国際情勢の不安定化など、さまざまな危機に対応する強靱さ(レジリエンス)を備えた社会」に修正させていただきます。 また、本項目は教育を取り巻く社会状況の記述にとどまり、本市の方向性や具体的な取り組み内容を示すものではありませんが、平和教育や人権教育の推進は引き続き取り組んでまいります。	あり
3	12	第3章「本市の教育のめざす方向」－「②基本方針」－「基本方針1」	「道德教育、人権教育等により、豊かな心を育みます」と記載されているが、道德教育とは具体的にはどのような教育を想定しているのか。また、人権教育とはどのような教育を想定しているのか。市の見解を教えて頂きたい。	道德教育については、児童生徒が道德的価値を自分事として捉え、多面的・多角的に考えたり議論したりすることにより、自己や人間としての生き方についての考えを深める学びを通じて、道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる教育であると考えております。 人権教育については、学校における教育活動全体を通じて道德や人権に対する理解を深めながら、問題解決の力を育み、知識だけでなく行動につなげることににより、子どもたちが自分自身の大切さと他者の大切さを認識し、互いを尊重し合えるようにすることが重要であると考えております。人権教育も、道德教育と同様、すべての教育活動の基盤となっていると考えております。	なし
4	15	第3章「本市の教育のめざす方向」－「④ウェルビーイングの考え方と本市の教育のめざす姿の関連性」	子どもたちの抱える困難の中に「虐待」が入っていない。日本の虐待件数は右肩上がりに増えている。入れるべきと考える。	ご意見を踏まえ、文章中に「虐待」を追記させていただきます。	あり
5	18	第4章「施策の展開」－基本方針1－「1－1 幼児教育の充実」－「今後の方向性」	特に保育士の専門性や発揮できる環境、資格を持たない方の継続した研修など、人の質の向上のための十分な施策が必要と考えます。 八尾市全体で明確な相談窓口や通報窓口が必要ではないでしょうか。	八尾市内の就学前施設における教育・保育の質の向上を図るため、幼児教育研修では、経験年数に応じた研修や今日的な教育・保育に焦点を当てた研修を実施し、教職員の資質向上と専門職としての知識・技能の充実に努めております。 また、市長部局では、子どもや子育てに関する総合相談窓口として、こども総合支援センター「ほっぷ」や認定こども園等における虐待等に関する相談窓口を設けております。教育センターでは、次年度就学を予定しているお子さまの保護者を対象に就学相談を実施しております。 今後も、関係機関との連携を深め、引き続き取り組んでまいります。	なし
6	19	第4章「施策の展開」－基本方針1－「1－2 確かな学力の育成」－「施策を取り巻く状況」	「令和の日本型学校教育の実現をめざし」と記載されているが、どのような教育の実現をめざしているか。注釈などを入れて説明が必要だと考える。	ご意見を踏まえ、用語解説に「令和の日本型学校教育」を記載させていただきます。 【用語解説】(49ページ) 「令和の日本型学校教育」 社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきたなか、従来の日本型学校教育を発展させ、すべての児童生徒の可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る、学校教育のめざすべき姿のこと。	あり

NO.	該当 ページ	該当箇所	意見・提言の要約	市の考え方	素案修正 有無
7	21	第4章「施策の展開」－基本方針1－「1－3豊かな心の育成」－「課題」2点目	「1－3豊かな心の育成」では、読書活動の推進を一つの柱として、「学校図書館の活用を中心とした推進として、学校司書のモデル配置を進め、効果検証を踏まえていく」とあるが、私は地元の小学校の難聴児支援をさせていただいた経験から、学校の図書館が3階・4階と言った上の階に設けられ、低学年留守家庭児童、保護者などが見学しにくい場所に設けられていることに、制約・閉鎖性を感じる。むしろ児童数・学年ごとの学級数が減ってきている現状から、施設配置を見直し、1階の全学年が係わりやすい・行きやすいスペースに図書室を設け、司書・サポーターが動きやすく、多数に助言できる読書環境を改善していくことが大切ではないか。	校舎内の教室配置につきましては、児童生徒の活動への配慮を中心に、さまざまな要素を考慮して設定し、各教室に必要な設備を整備しているため、既存施設の配置を大きく変更することは難しい状況です。今後、運用面の工夫により、子どもたちがより利用しやすく、効果的な学校図書館となるように取り組みを進めてまいります。	なし
8	21	第4章「施策の展開」－基本方針1－「1－3豊かな心の育成」－「課題」2点目	学校司書の配置により、従来のサポーターの活動がなくなることはやめて欲しい。	令和6年度からモデル事業として、小学校2校に各1名の学校司書の配置をスタートしており、今後は、モデル事業を通じて、教科の中での関わりや、図書館の活用などを通じて課題を整理し、学校司書と図書館サポーターの配置のあり方について検討を進めていく予定です。	なし
9	21	第4章「施策の展開」－基本方針1－「1－3豊かな心の育成」－「施策を取り巻く状況」1点目	「道徳教育や体験活動など学校教育活動全体を通じて幸福感や自己肯定感等の向上が図られています。」と記載されているが、幸福感や自己肯定感の向上には人権教育が欠かせないと考えため、「人権教育」と加筆して頂きたい。	幸福感や自己肯定感の向上には、人権教育も非常に大切なものと考えております。	なし
10	21	第4章「施策の展開」－基本方針1－「1－3豊かな心の育成」－「課題」1点目	「一人ひとりの豊かな人間性を育み、自己肯定感や自己有用感を高めるなど子どもたちの人格形成のため、体験活動等を活かした道徳教育やキャリア教育の充実を一層推進」と記載されているが、人権教育も不可欠だと考える。12ページにも記載されているように「人権教育」を加筆して頂きたい。	「1－3豊かな心の育成」の「施策を取り巻く状況」「課題」「今後の方向性」に、「人権教育」の記載はありませんが、基本方針1全体として、人権を尊重する姿勢や考え方を示しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。	なし
11	22	第4章「施策の展開」－基本方針1－「1－3豊かな心の育成」－「今後の方向性」【自己肯定感・自己有用感の向上】	今後の方向性として「各学校での体験活動等を活かした道徳教育やキャリア教育の充実を」と記載されているが、人権教育も不可欠だと考える。12ページにも記載されているように「人権教育」を加筆して頂きたい。		なし
12	21 22	第4章「施策の展開」－基本方針1－「1－3豊かな心の育成」－「課題」「今後の方向性」	課題のところで中高生の居場所づくりに触れているが、いじめ・不登校が課題に上がっているが、本市の非行や暴力(特に性被害・加害)に関する現状と課題についての認識はどうですか？全体を通しての人権教育や、「1－3豊かな心の育成」の方向性にある、命を育む教育や健全育成につながると思うが、重要とは捉えられていないのでしょうか。	非行や暴力、性に関する問題への対応にかかる本市の現状として、警察との連携を図り、また学校においても、外部の専門家による事例紹介や子どもたちへの問いかけを含む授業などを実施しております。さらに保健体育等の学習指導要領の中でも、昨今の社会情勢を踏まえた学習内容が示されているなど、重要なものとして、各学校で実践をしている状況です。 課題につきましては、第4章「施策の展開」－基本方針1－「1－3豊かな心の育成」及び「1－4健やかな体の育成」の「課題」において、包括して記載しており、児童生徒の実態を踏まえながら、自分自身と他者の命を尊重することができる児童生徒の育成を図ってまいります。	なし

NO.	該当 ページ	該当箇所	意見・提言の要約	市の考え方	素案修正 有無
13	25	第4章「施策の展開」－基本方針1－「1－5子どもたちの人権を守る教育の充実」－「課題」	課題の中に家庭の虐待や、教員からの体罰、スクールセクハラなども入れるべき。大人の反省を載せてこそ、真摯な姿勢が見えると思う。	家庭の虐待、教員からの体罰、スクールセクハラなどは、子どもたちの健全な成長や学びの環境を脅かす重要な課題であると認識しております。このたびの教育振興基本計画後期計画に、虐待や体罰、セクハラに関する具体的な記載はしてありませんが、これらの問題への取り組みを軽視しているわけではなく、個別の施策の中で適切に取り組んでまいります。	なし
14	26	第4章「施策の展開」－基本方針1－「1－5子どもたちの人権を守る教育の充実」－「今後の方向性」【人権教育の推進】	性的マイノリティへの配慮は必要だが、過度の配慮により、本人たちにとって居心地の悪い時間、空間は失くしていくことも大切だと思う。	性的マイノリティなど多様化する人権課題については、児童生徒の人権を擁護すべく、児童生徒の人権意識の高揚を推進するとともに、教職員への研修の充実を図ってまいります。	なし
15	26	第4章「施策の展開」－基本方針1－「1－5子どもたちの人権を守る教育の充実」－「今後の方向性」	「今後の方向性」について、子ども自身が「こどもの権利」を知ることから始めなければ、権利の主体とはなれない。課題についても、人権を擁護するのは大人視点の解釈、行動、解決のストーリーが作られ、大人の達成感で終わってしまう確率が高い。自分の権利、つまり自己の大切さをつかめないままでは子どもの課題は繰り返されていく。教育の場でこそ「こどもの権利」を正しく伝えることができると考える。 「人権を知る」「こどもの権利を学ぶ」取組を実施していくことを明記してもらいたい。 そして、今後の方向性に教員からの体罰、スクールセクハラ等を絶対に生み出さない取り組みをすることを入れてほしい。	子どもが権利の主体となるためには、子ども自身が「子どもの権利」を理解することが重要であると考えております。ご意見を踏まえ、26ページの第4章「施策の展開」－基本方針1－「1－5子どもたちの人権を守る教育の充実」－「今後の方向性」【人権教育の推進】において、「子どもが基本的人権の主体者であること」を理解する取り組みを推進したうえで、」を追記させていただきます。 また、「今後の方向性」【人権教育の推進】に記載の「教職員への研修」には、服務規律の徹底や、体罰およびスクールセクハラといった不祥事を防止・根絶するための取り組みも含まれており、今後も引き続き、これらの取り組みを進めてまいります。	あり
16	28	第4章「施策の展開」－基本方針2－「2－1多様なニーズに対応した教育の推進」－「今後の方向性」【ヤングケアラーへの対応】	ヤングケアラーの定義の周知、又、関係機関とあるが、具体的にどこを指すのか。	ヤングケアラーに関する対応については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、子どもの気持ちに寄り添いながら必要な支援を行うとともに、こども総合支援センター「ほっぷ」や市長部局の関係部署との連携を図りながら相談体制の充実を図ってまいります。	なし
17	28	第4章「施策の展開」－基本方針2－「2－1多様なニーズに対応した教育の推進」－「今後の方向性」【多文化共生教育の推進】	外国にルーツのある子どもたちが、日本での生活に適応していける施策と共に彼ら、彼女らが自分たちのルーツに誇りを持ち、堂々と自分達の文化等について語れる機会も創造していってもらいたい。	外国にルーツのある児童生徒に日本語指導・支援を行うなど、日本の生活に適応していける施策を実施するとともに、すべての学校において多文化共生教育を推進しており、今後も、外国にルーツのある児童生徒のアイデンティティや自己肯定感が高められる取り組みを推進してまいります。	なし
18	30	第4章「施策の展開」－基本方針2－「2－2教育相談および教育支援体制の充実」－「今後の方向性」【相談・支援体制の充実】	八尾市のスクールロイヤーの役割や権限は、どの範囲ですか？用語集にあるように、いじめに関してのみと受け取れますが、いじめ以外の課題、おとな（親、教師含む）からの暴力にも対応しますか？いじめに限らずあらゆる課題において、子どもの司法へのアクセスの保証が必要だと思います。	八尾市におけるスクールロイヤーについては、教育委員会や学校に対し、法的支援を提供する弁護士であり、いじめのみではなく、不登校、部活動の問題、暴力事案等、学校が抱えるあらゆる課題について助言をいただき、適切に対応できるよう活用を進めております。	なし

NO.	該当ページ	該当箇所	意見・提言の要約	市の考え方	素案修正有無
19	33	第4章「施策の展開」－基本方針3－「3－1 人生100年時代を見据えた生涯学習社会の実現」－「今後の方向性」【図書館サービスの充実】の2点目	新しい八尾図書館を整備して10年がたち、2025年春から移動図書館車も新しい車両になる予定と聞いている。 ここで更にサービスの充実を進めるとすれば、私は移動図書館車の停車場22カ所の中で、2カ所程度の小学校停車場で「図書分室」試行設置を進めてはどうかと思う。22カ所の移動図書館ステーションのうち8カ所が小学校敷地でのステーションである。(竹濑、大正、長池、大正北、高美南、曙川東、高安西、美園の8小学校) 学校図書館を充実すること、2週間に一回しか来ない移動図書館車の代わりに、週に数日午後4時間程度開館してくれる(以前志紀コミセンで行われた分室サービス)サービスが始まれば、その小學校生徒と保護者、近隣住民がどの程度の図書館サービスを利用増加するか検証してみたら良いのではないかな。	学校図書館(図書室)を移動図書館の代わりとして開放することについては、利用者の利便性、学校の安全性の確保、バリアフリー対応をはじめとする設備・備品の整備、蔵書の充実の必要性、施設管理責任等さまざまな課題があり、課題解消に向けた対応は、人員面、施設面ともに困難であると認識しております。 このような点から、現在は、移動図書館車(バリアフリー対応)による市内巡回サービスの提供が最適な施策であると考えております。	なし
20	38	第4章「施策の展開」－基本方針4－「4－3 児童生徒の安全確保」	暴力から自分の身を守る方法を学ぶCAPプログラムがこれまでの取り組みとしてあがっている。CAPプログラムは防犯や通学の安全に関してだけでなく、大人を信頼しSOSを出す、相談することなど、自分の困りごとを大人に話すことの重要性を子どもに伝えている。子どもの意見形成、表明の支援をするプログラムとも言える。継続して行って欲しいです。	CAPプログラムは、暴力から自分の身を守る方法を学ぶことに加え、大人を信頼してSOSを出すことや相談することの重要性を伝え、子ども自身が自分の困りごとを大人に話す力を育む取り組みであると認識しております。 今後も、それぞれの学校の状況に応じたさまざまな取り組みを通じて、暴力から自分の身を守る方法やSOSを出すことの大切さ、子どもの意見形成や表明の支援を推進してまいります。	なし
21	42	第5章「計画の推進」－「2 子どもの声を尊重した施策の推進」	計画の推進に「こどもの声を尊重した施策の推進」とある。子どもの声を聞く取り組みは、どこにどのように位置付けられておこなわれますか？ 子どもが自らの気持ちや考え、意見、希望等を表現(表明)するための支援と場を充分にととのえ、アドボケイト(意見表明支援員)などを配置し、意見形成支援を教育の中で行ってください。多様なこどもの声を聴く仕組みが必要だと思います。	多様な子どもの声を聴くことは重要な視点であると認識しており、第5章「計画の推進」に記載のとおり、子どもの声を尊重した施策を推進してまいります。 また、こども政策担当部局と連携し、子どもが自らの気持ちや考え、意見、希望などを表現しやすい環境づくりや、意見形成・表明を支援する具体的な取り組みを検討してまいります。	なし
22	42	第5章「計画の推進」－「2 子どもの声を尊重した施策の推進」	子どもの声がきかれたかどうかの点検評価には、子ども参加が必須ですが、どう取り組むのでしょうか？ ユースセンター設立など、ユースワークを中心にユース人材の育成や活用を期待したいです。	計画に沿って、施策や取り組みを進めるにあたっては、多様な子どもの声を聴くことは重要な視点であると認識していますが、点検評価は各施策の実施状況を対象としているため、計画推進にあたっての留意点である、子どもの声がきかれたかどうかは点検評価の対象とはなりません。	なし
23	42	第5章「計画の推進」－「3 進行管理及び公表」	教育振興基本計画のパブリックコメント報告を見て、教育の対象範囲が非常に広がっていることに驚いた。また、教育委員会を傍聴するだけでは議論の全体像を把握できないことを反省した。42頁の進行管理・公表に着目し、初めてホームページを確認したが、内容は難しかった。報告書は決算審査と関連していると思われるが、議会対応だけでなく、学校現場やPTA関係者の意見を反映した「点検・評価報告」の作成を検討してほしい。	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、学識経験者の知見を活用し、点検及び評価を行い報告書を公表するものと規定されております。 点検・評価報告書の作成にあたっては、学校現場やPTA関係者から直接ご意見はいただいてはませんが、各施策の担当課では、学校現場などの状況や声も踏まえた上で点検・評価を行うようにしています。 また、各取り組みを行う際には、必要に応じて学校現場や保護者、児童生徒へのアンケート調査や意見交換等を行っており、さまざまなご意見を踏まえた取り組みとなるよう努めています。	なし